

令和 7 年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」
ポスター制作業務仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という。）が行う「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和 7 年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務

2 業務の目的

県では、部落差別等あらゆる不当な差別の解消の取組を進めるため、同和対策審議会答申（1965 年）が出された 8 月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間（以下「運動月間」という。）と定めている。本業務は、出自のみを理由とする部落差別を決して許さないというメッセージを県民へ伝え、差別の解消に向けた意識・行動変容につなげることを目的とする。なお、制作したポスターは県内各施設やイベント等で掲示するほか、インターネット広告の素材として活用する。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 4 日まで

4 業務の内容

ポスターデザインの作成及び印刷に関する一連の業務を実施すること。

（1）規格・部数

ア サイズ：B 2 版縦

イ カラー：フルカラー

ウ 紙 質：コート 135kg

エ 部 数：1,800 部

（2）ポスター内容について

部落差別に関する人権問題として、特定の地域の出身であることやその地域に住んでいることなどを理由に、交際や結婚を反対されることや差別的な言葉を浴びせられること、就職・職場で不利な扱いを受けること、身元調査をされること、インターネット上に差別的な情報が掲載されることなどが挙げられる。

このように、出自のみを理由とする決して許されない不当な部落差別を「しない、させない」という強いメッセージを、こどもから大人まで幅広い世代に訴えかけるような内容とする。

また、ポスターを見た人の意識・行動変容につながるようなキャッチコピーを作品に

入れること。

(3) デザインについて

ア 部落差別をしない・させないというメッセージが明確に伝わるものであること

イ 色使いやレイアウトなどがインパクトのあるデザインであること

ウ 以下の①～⑥を含めること

① 「8月は、部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間です」の文言

② 「人権に関する相談窓口 みんなの人権110番(0570-003-110)」の文言

③ 別添大分県人権啓発イメージキャラクター「こころちゃん」のイラスト

④ 別添「こころちゃんの部屋」の二次元バーコード

⑤ 主催として「大分県 大分県教育委員会・大分県人権教育・啓発推進協議会」

⑥ 連絡先として「大分県人権尊重・部落差別解消推進課」(097-506-3176)

(4) 成果物の納品について

ア 形式及び部数

・紙媒体 : 1, 800部(カラー面を外側にして四つ折り)

・電子データ : 1式(PDF形式)

イ 期 限 : 令和7年7月4日(金) 17時

ウ 場 所 : 大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課(別館1F)

5 業務実施上の条件

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等を他に漏らし、または契約の目的外に利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時に県に無償で譲渡すること。

(4) 成果物は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないもの、公序良俗に反しないものに限る。

(5) 成果物について、第三者から権利の侵害及び損害賠償等の主張がなされた場合、受託者は自己の責任において解決を図るものとし、県は一切の責任を負わない。

(6) 受託者は、本業務の遂行にあたり選任の責任者を配置し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理すること。また、取組状況等を県の求めに応じて報告するとともに、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。